

## 農山漁村振興交付金交付要綱

〔 制定 平成28年4月1日付け27農振第2327号  
改正 平成29年3月31日付け28農振第2285号 〕  
農林水産事務次官依命通知

### (通則)

第1 農山漁村振興交付金(以下「交付金」という。)の交付については、農山漁村振興交付金実施要綱(平成28年4月1日付け27農振第2325号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成19年法律第48号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。)、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件(平成12年6月23日農林水産省告示第899号)及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件(平成12年6月23日農林水産省告示第900号)の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第2 交付金は、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を活用した都市と農村との共生・対流等を推進する取組、農福連携を推進する取組、地域資源を活用した所得又は雇用の増大に向けた取組、「農泊」を推進する取組、農山漁村における定住等を図るための取組を総合的に支援し、農山漁村の活性化、自立及び維持発展を推進することを目的とする。

### (交付の対象及び交付率)

第3 農林水産大臣(以下「大臣」という。)は、実施要綱第3に定める農山漁村振興推進計画に基づき、実施要綱第2の2の(1)に定める事業実施主体(以下「事業実施主体」という。)が行う下記に掲げる事業(以下「交付事業」という。)を実施するために必要な経費のうち、交付金交付の対象として大臣が認める経費(以下「交付対象経費」という。)について、予算の範囲内で交付金を交付する。

- (1) 都市農村共生・対流及び地域活性化対策
  - (2) 山村活性化対策
  - (3) 農山漁村活性化整備対策
  - (4) 農泊推進対策
- 2 交付対象経費の区分及びこれに対する交付率は、別表に定めるところによる。
- 3 第1項の(3)の農山漁村活性化整備対策において、農山漁村振興交付金実施要領(平成28年4月1日付け27農振第2326号農村振興局長通知。以下「実施要領」という。)別紙5の第6の2に規定する交付金の額の限度(以下「交付限度額」という。)の年度ごとの交付限度額(以下「単年度交付額」という。)は、次に掲げる式により算出した額を超えない範囲とする。

$$\text{単年度交付額} = \text{交付対象事業ごとに「交付限度額} \times \text{A} - \text{B}」 \\ \text{により算出した額の合計額}$$

A: 交付金が交付される年度の年度末における交付対象事業の進捗率の見込み

B: 前年度末までに交付された交付金の総額

進捗率: 交付対象事業の事業費に対する執行业業費の割合

- 4 前項において、交付金の交付後、進捗率に変更があった場合、交付金の目的に反しない限り、当該年度に交付されるべき金額と交付された金額との差額については、次年度以降に調整することができる。ただし、当該年度に交付された交付金の額が、当該年度における変更された執行予定事業費を超えない場合に限る。

(流用の禁止)

- 第4 別表の区分の欄に掲げる各事業に係る経費の相互間の流用をしてはならない。

(申請手続)

- 第5 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、交付金の交付を受けようとする事業実施主体(別表の3の事業にあっては、実施要領別紙5の第4の4の規定により活性化計画を提出した計画主体。以下「事業実施主体等」という。)は、交付申請書正副2部を地方農政局長等(別表の1の(3)⑥及び4の(4)②の事業にあっては大臣、別表の1の(1)、(2)、(3)①から⑤、2、3、4の(1)から(3)及び(4)①の事業にあっては、事業を実施しようとする地域が北海道に所在する場合は大臣、沖縄県に所在する場合は内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県に所

在する場合は地方農政局長。以下同じ。)に提出しなければならない。

- 2 事業実施主体等は、前項の交付申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額(交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金の消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

- 第6 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、地方農政局長等が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

- 第7 地方農政局長等は、第5第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、事業実施主体等に対しその旨を通知するものとする。

(申請の取下げ)

- 第8 事業実施主体等は、交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を地方農政局長等に提出しなければならない。

(契約等)

- 第9 事業実施主体等(地方公共団体を除く。)は、交付事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、交付事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

- 2 事業実施主体等(地方公共団体を除く。)は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

- 第10 事業実施主体等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ交

付規則第3条第1号の規定に基づき、別記様式第3号による変更等承認申請書正副2部を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。

(1)交付対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第11に規定する軽微な変更を除く。

(2)交付事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第11に定める軽微な変更を除く。

(3)交付事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 地方農政局長等は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第11 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表の軽微な変更の欄に掲げるものとする。

(事業遅延の届出)

第12 事業実施主体等は、交付事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は交付事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに交付事業が予定の期間内に完了しない理由又は交付事業の遂行が困難となった理由及び交付事業の遂行状況を記載した書類正副2部を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

(概算払)

第13 事業実施主体等は、交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第4号の概算払請求書を地方農政局長等に提出しなければならない。

ただし、概算払の請求は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条ただし書に基づく、財務大臣との協議が調った日以降とする。

(状況報告)

第14 事業実施主体等は、交付事業の交付決定に係る年度の各四半期(第1・四半期及び第4・四半期を除く。別表の1の(3)①及び③、3並びに4の(3)の事業にあっては、12月とする。)の末日現在において、別記様式第6号により事業遂行状況報告書正副2部を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、別記様式第5号の概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 前項に規定する時期のほか、地方農政局長等は、事業の円滑な執行を図る

ため必要があると認めるときは、事業実施主体等に対して当該交付事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(実績報告)

第15 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第7号のとおりとし、事業実施主体等は、交付事業を完了したときは、その日から、1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日(地方公共団体に対し交付金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日)までに、実績報告書正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 第5第2項ただし書の規定により交付の申請をした事業実施主体等は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを交付金の額から減額して報告しなければならない。

3 第5第2項のただし書の規定により交付の申請をした事業実施主体等は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた金額を上回る部分の金額)を別記様式第8号の消費税仕入控除税額報告書を速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、交付金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

(交付金の額の確定等)

第16 地方農政局長等は、第15第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、事業実施主体等に通知するものとする。

2 地方農政局長等は、事業実施主体等に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日(地方公共団体が当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日)以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パ

ーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第17 地方農政局長等は、第10第1項第3号の規定による交付事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第7の規定による交付決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

(1)事業実施主体等が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合

(2)事業実施主体等が、交付金を本事業以外の用途に使用した場合

(3)事業実施主体等が、交付事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合

(4)交付の決定後生じた事情の変更等により、交付事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 地方農政局長等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 地方農政局長等は、第1項(1)から(3)までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の規定による交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第16第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第18 事業実施主体等は、交付対象経費(交付事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、交付事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第19 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号及び第5号の大臣の定める財産は、それぞれ1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものとする。

2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に

規定する処分制限期間(以下「処分制限期間」という。)とする。

- 3 事業実施主体等は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。
- 4 前項の承認については、第18第2項の規定を準用する。

(交付金の経理)

第20 事業実施主体等は、交付事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付事業の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 事業実施主体等は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに交付事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 事業実施主体等は、取得財産等について、当該取得財産等の処分制限期間中、前二項に規定する帳簿等に加え、別記様式第9号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(交付金調書)

第21 事業実施主体等のうち地方公共団体にあつては、当該交付事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第10号による交付金調書を作成しておかなければならない。

(間接交付金交付の際付すべき条件)

第22 事業実施主体等のうち地方公共団体は、間接交付事業者に交付金を交付するときは、本要綱第5から第21まで(第7を除く。)の規定に準ずる条件を付さなければならない。

また、地方公共団体は、地方公共団体以外の間接交付事業者に交付金を交付するときは、間接交付事業者に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 間接交付事業者は、間接交付事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接交付事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- (2) 間接交付事業者は、(1)の契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第11号による指名停止等に関する申立書の

提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

#### 附則

- 1 この通知は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、次に掲げる通知は廃止する。
  - (1) 都市農村共生・対流総合対策交付金交付要綱(平成25年5月16日付け25農振第378号農林水産事務次官依命通知)
  - (2) 農村集落活性化支援事業補助金交付要綱(平成27年4月9日付け26農振第1918号農林水産事務次官依命通知)
  - (3) 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付要綱(平成19年3月30日付け18企第381号農林水産事務次官依命通知。以下「プロジェクト支援交付金交付要綱」という。)
- 3 2に掲げる通知によって平成27年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。
- 4 プロジェクト支援交付金交付要綱の規定により次年度の単年度交付限度額の算定において調整することとした事業について、平成28年度において本交付金を充てて実施しようとする場合、第3の4の規定により平成28年度以降に調整するものとする。

#### 附則

- 1 この通知は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

平成 年度農山漁村振興交付金交付申請書

番 号  
年 月 日

地 方 農 政 局 長 殿

別表の1(3)⑥及び4(4)②の事業にあつては農林水産大臣、  
別表の1(1)、(2)、(3)①から⑤、2、3、4(1)から(3)及び(4)①の事業にあつては事業を実施しようとする  
地域が北海道に所在する場合は農林水産大臣、沖縄県に所在する場合は内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県に所在する場  
合は地方農政局長

住 所 (地方公共団体の場合は省略)  
団 体 名 (地方公共団体の場合は省略)  
代表者役職 (都道府県知事、市町村長) 氏 名 (印)

平成 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農山漁村振興交付金交付要綱第5の規定に基づき、  
円を交付されたく申請する。

記

- 1 事 業 の 目 的
- 2 事 業 の 内 容 及 び 計 画
- 3 経 費 の 配 分 及 び 負 担 区 分

区 分	事業に要する経費	負担区分				備 考
		国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
	円	円	円	円	円	
1 都市農村共生・対流及び地域 活性化対策 (1) 地域資源活用対策 (2) 人材活用対策 (3) 農福連携対策 ①福祉農園等整備事業 ②福祉農園等支援事業 ③受入環境整備事業 ④農作業等支援サポーター育 成・派遣事業 ⑤就農等支援研修事業 ⑥農福連携普及啓発等推進対 策事業						
2 山村活性化対策						
3 農山漁村活性化整備対策 事業費 都道府県附帯事務費 市町村附帯事務費						

4 農泊推進対策 (1) 農泊推進事業 (2) 人材活用事業 (3) 施設整備事業 (4) 広域ネットワーク推進事業 ①都道府県単位における取組 ②全国単位における取組						
合 計						

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

4 事業の完了予定年月日 平成 年 月 日

5 収支予算

(1) 収入の部

区 分	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減		備 考
			増	減	
1 国庫交付金	円	円	円	円	
2 その他					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減		備 考
			増	減	
1 都市農村共生・対流及び地域 活性化対策 (1) 地域資源活用対策 (2) 人材活用対策 (3) 農福連携対策 ①福祉農園等整備事業 ②福祉農園等支援事業 ③受入環境整備事業 ④農作業等支援サポーター育 成・派遣事業 ⑤就農等支援研修事業 ⑥農福連携普及啓発等推進対 策事業	円	円	円	円	
2 山村活性化対策					
3 農山漁村活性化整備対策 事業費 都道府県附帯事務費					

市町村附帯事務費					
4 農泊推進対策 (1) 農泊推進事業 (2) 人材活用事業 (3) 施設整備事業 (4) 広域ネットワーク推進事業 ①都道府県単位における取組 ②全国単位における取組					
合 計					

(注) 区分の欄は、別表の区分の欄の事業名を記載する。

予算議決（又は予算議決予定） 平成 年 月 日  
（事業実施主体等が地方公共団体の場合に記載する。）

6 添 付 書 類

- (1) 事業実施主体等の寄付行為、定款等の団体規約
  - (2) 資金及び負債に関する事項が分かる書類
  - (3) 収支予算（直近の収支決算）
  - (4) 別表の区分の1（3）に掲げる経費にあつては、事業の概要のわかる実施設計書及び図面等
  - (5) 別表の区分の3に掲げる経費にあつては、地区別事業内容及び配分表（別紙1）
  - (6) 都道府県又は市町村の交付金の交付に関する規程又は要綱
- (注) 1 地方公共団体が事業実施主体等の場合は、（1）から（4）までの添付を要しない。  
2 （1）から（4）までは、公募に応募した際等に提出した資料に添付したものから変更があつた場合に添付すること  
3 地方公共団体以外が事業実施主体等の場合は、（6）の添付を要しない。

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔事業実施主体等〕 殿

所在地  
商号又は名称  
代表者役職

印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

(注) 1 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

平成 年度農山漁村振興交付金変更等承認申請書

番 号  
年 月 日

地 方 農 政 局 長 殿

別表の1(3)⑥及び4(4)②の事業にあつては農林水産大臣、

別表の1(1)、(2)、(3)①から⑤、2、3、4(1)から(3)及び(4)①の事業にあつては事業を実施しようとする

地域が北海道に所在する場合は農林水産大臣、沖縄県に所在する場合は内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県に所在する場合は

地方農政局長

住 所 (地方公共団体の場合は省略)

団 体 名 (地方公共団体の場合は省略)

代表者役職 (都道府県知事、市町村長) 氏 名 印)

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付金の交付決定通知があつた事業について、下記のとおり○  
○(注1)したいので、農山漁村振興交付金交付要綱第10の規定に基づき申請する。

記(注2)

- (注) 1 ○○については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。
- 2 記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」）と置き換え、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。
- なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があつたものに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

平成 年度第 四半期農山漁村振興交付金概算払請求書

番 号  
年 月 日

官署支出官地方農政局総務部長殿

別表の1(3)⑥及び4(4)②の事業にあっては官署支出官農林水産省大臣官房予算課経理調査官、  
別表の1(1)、(2)、(3)①から⑤、2、3、4(1)から(3)及び(4)①の事業にあっては事業を実施しようとする地域が北海道に所在する場合は  
官署支出官農林水産省大臣官房予算課経理調査官、北陸農政局、東海農政局、近畿農政局及び中国四国農政局管内に所在する場合は官署支出官地方農政局総務管  
理官、沖縄県に所在する場合は官署支出官内閣府沖縄総合事務局総務部長、その他の都府県に所在する場合は官署支出官地方農政局総務部長

住 所 (地方公共団体の場合は省略)  
団 体 名 (地方公共団体の場合は省略)  
代表者役職 (都道府県知事、市町村長) 氏 名 印)

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、  
下記により金 円を概算払いによって交付を受けるため、農山漁村振興交付金交付要  
綱第13の規定に基づき、下記のとおり請求する。

記

平成 年 月 日

区分	交付事業に 要する経費	国庫交付金 (A)	既受領額 (B)		今回請求額 (C)		残高 (A-(B+C))		事業完了 予定年月日	備考
			金額	出来高	金額	月 日迄予 定 出来高	金額	月 日迄予 定出来高		
	円	円	円	%	円	%	円	%		
合計										

(注) 区分の欄は、別表の区分の欄の事業名を記載する。

平成 年度第 四半期農山漁村振興交付金概算払請求書

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿

別表の1(3)⑥及び4(4)②の事業にあつては農林水産大臣、  
別表の1(1)、(2)、(3)①から⑤、2、3、4(1)から(3)及び(4)①の事業にあつては事業を実施しようとする  
地域が北海道に所在する場合は農林水産大臣、沖縄県に所在する場合は内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県に所在する場  
合は地方農政局長

官署支出官地方農政局総務部長殿

別表の1(3)⑥及び4(4)②の事業にあつては官署支出官農林水産省大臣官房予算課経理調査官、  
別表の1(1)、(2)、(3)①から⑤、2、3、4(1)から(3)及び(4)①の事業にあつては事業を実施しようとする地域が北海道に所在する場合は  
官署支出官農林水産省大臣官房予算課経理調査官、北陸農政局、東海農政局、近畿農政局及び中国四国農政局管内に所在する場合は官署支出官地方農政局総務管  
理官、沖縄県に所在する場合は官署支出官内閣府沖縄総合事務局総務部長、その他の都府県に所在する場合は官署支出官地方農政局総務部長

住 所 (地方公共団体の場合は省略)  
団 体 名 (地方公共団体の場合は省略)  
代表者役職 (都道府県知事、市町村長) 氏 名 印)

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、  
農山漁村振興交付金交付要綱第14の規定に基づき、第 四半期の末日現在における  
遂行状況を下記のとおり報告する。

また、併せて、金 円を概算払いによって交付されたく請求する。

記

平成 年 月 日

区分	交付事業に 要する経費	国庫交付金 (A)	既受領額 (B)		遂行状況報 告	今回請求額 (C)		残高 (A-(B+C))		事業完了 予定年月日	備考
			金額	出来高		第・四半 期 末の出来高	金額	月 日迄 予定出来高	金額		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
合計											

(注) 区分の欄は、別表の区分の欄の事業名を記載する。

平成 年度農山漁村振興交付金事業遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

地 方 農 政 局 長 殿

別表の1(3)⑥及び4(4)②の事業にあつては農林水産大臣、

別表の1(1)、(2)、(3)①から⑤、2、3、4(1)から(3)及び(4)①の事業にあつては事業を実施しようとする

地域が北海道に所在する場合は農林水産大臣、沖縄県に所在する場合は内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県に所在する場合は地方農政局長

住 所 (地方公共団体の場合は省略)

団 体 名 (地方公共団体の場合は省略)

代表者役職 (都道府県知事、市町村長) 氏 名 印)

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付金の交付決定通知があつた事業について、農山漁村振興交付金交付要綱第14の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

1 事業遂行状況

区 分	実 施 計 画		○月末出来高		進捗率	備 考
	事業費	国庫交付金	事業費	国庫交付金		
	円	円	円	円	%	
合 計						

(注) 1 「区分」の欄には、別記様式第1号の記の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。

2 「実施計画」の欄には、別記様式第1号の記の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された金額について記載すること。

3 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額（施設整備工事は出来高を金額に換算した額、それ以外は事業に要した支払額）を記載すること。

2 事業着手年月日 平成 年 月 日

3 事業の完了予定年月日 平成 年 月 日

平成 年度農山漁村振興交付金実績報告書

番 号  
年 月 日

地 方 農 政 局 長 殿

別表の1(3)⑥及び4(4)②の事業にあつては農林水産大臣、  
別表の1(1)、(2)、(3)①から⑤、2、3、4(1)から(3)及び(4)①の事業にあつては事業を実施しようとする  
地域が北海道に所在する場合は農林水産大臣、沖縄県に所在する場合は内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県に所在する場  
合は地方農政局長

住 所 (地方公共団体の場合は省略)  
団 体 名 (地方公共団体の場合は省略)  
代表者役職 (都道府県知事、市町村長) 氏 名 印)

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、交付決定通知  
の内容に従い実施したので、農山漁村振興交付金交付要綱第15第1項の規定により、その実績を報告  
する。

(また、併せて精算額として農山漁村振興交付金 円の交付を請求する。)

記

- 1 事 業 の 目 的
- 2 事 業 の 内 容 及 び 実 績
- 3 経 費 の 配 分 及 び 負 担 区 分

区 分	事業に要した経費	負担区分				備 考
		国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
1 都市農村共生・対流及び地域 活性化対策 (1) 地域資源活用対策 (2) 人材活用対策 (3) 農福連携対策 ①福祉農園等整備事業 ②福祉農園等支援事業 ③受入環境整備事業 ④農作業等支援サポーター育 成・派遣事業 ⑤就農等支援研修事業 ⑥農福連携普及啓発等推進対 策事業	円	円	円	円	円	
2 山村活性化対策						

3 農山漁村活性化整備対策 事業費 都道府県附帯事務費 市町村附帯事務費						
4 農泊推進対策 (1) 農泊推進事業 (2) 人材活用事業 (3) 施設整備事業 (4) 広域ネットワーク推進事業 ①都道府県単位における取組 ②全国単位における取組						
合 計						

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

4 事業の完了年月日 平成 年 月 日

5 収支予算

(1) 収入の部

区 分	本年度 精算額	本年度 予算額	比較増減		備 考
			増	減	
1 国庫交付金	円	円	円	円	
2 その他					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度 精算額	本年度 予算額	比較増減		備 考
			増	減	
1 都市農村共生・対流及び地域 活性化対策 (1) 地域資源活用対策 (2) 人材活用対策 (3) 農福連携対策 ①福祉農園等整備事業 ②福祉農園等支援事業 ③受入環境整備事業 ④農作業等支援サポーター育 成・派遣事業 ⑤就農等支援研修事業 ⑥農福連携普及啓発等推進対 策事業	円	円	円	円	
2 山村活性化対策					

3 農山漁村活性化整備対策 事業費 都道府県附帯事務費 市町村附帯事務費  4 農泊推進対策 (1) 農泊推進事業 (2) 人材活用事業 (3) 施設整備事業 (4) 広域ネットワーク推進事業 ①都道府県単位における取組 ②全国単位における取組					
合 計					

(注) 区分の欄は、別表の区分の欄の事業名を記載する。

- (注) 1 この実績報告書は、当該報告に係る交付金交付申請書ごとに作成すること。  
なお、間接交付事業者に対し交付金を交付している場合にあつては、記の5(2)の備考欄に、間接交付対象事業者に対する交付金の交付が完了した年月日を記載すること。
- 2 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は交付金調書の写し及び領収書等の写しを添付し、経費以外のものは、交付金交付申請書又は変更承認申請書に添付したものうち、変更があつたものに限り添付すること。(経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。)  
また、処分の制限を受ける財産の取得の有無によらず、別記様式第9号の財産管理台帳を添付することとし、処分の制限を受ける財産の取得がなかつた場合は、同様式に財産の取得がなかつたことを記載し添付すること。
- 3 別表の区分の3に掲げる経費にあつては、以下の資料を添付すること。  
・地区別事業内容及び配分表(別紙1)  
・附帯事務費(別紙2)(該当する支出があつた場合に限り添付するものとする。)  
・工事雑費(別紙3)(該当する支出があつた場合に限り添付するものとする。)

平成 年度農山漁村振興交付金の消費税仕入控除税額報告書

番 号  
年 月 日

地 方 農 政 局 長 殿

別表の1(3)⑥及び4(4)②の事業にあっては農林水産大臣、  
別表の1(1)、(2)、(3)①から⑤、2、3、4(1)から(3)及び(4)①の事業にあっては事業を実施しようとする  
地域が北海道に所在する場合は農林水産大臣、沖縄県に所在する場合は内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県に所在する場  
合は地方農政局長

住 所 (地方公共団体の場合は省略)  
団 体 名 (地方公共団体の場合は省略)  
代表者役職 (都道府県知事、市町村長) 氏 名 印)

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった農山漁村振興交付金について、農山漁村振興交付金交付要綱第15第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 適正化法第15条の交付金の額の確定額 (平成 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)	金 円
2 交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金 円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金 円
4 交付金返還相当額(3-2)	金 円

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

別表の区分の3に掲げる経費にあっては、都道府県又は市町村並びに事業主体毎に添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- ・事業主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

[ ]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該交付金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[ ]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

別表の区分の3に掲げる経費にあっては、都道府県又は市町村並びに事業主体毎に添付すること。

- ・免税事業者の場合は、交付金事業実施年度の前々年度に係る法人税確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)及び損益計算書、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認

できる資料

- 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- 事業主体が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

財 産 管 理 台 帳

市町村（又は事業実施主体等）名

地区名		地区		事業実施年度		平成 年度		農山漁村振興交付金（〇〇対策）					処分制限期間		処分の状況		摘要
事業区分	事業の内容					工期		経費の配分					耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容	
	事業種目	事業実施主体	工種構造施設区分	施工箇所又は設置場所	事業量	着工年月日	竣工年月日	総事業費	負担区分								
								国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他						
								円	円	円	円	円					
	計																
	計																
	合計																

- (注) 1 数年にわたって施行する施設については、完成した年度に作成するものとする。  
 2 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。  
 3 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。  
 4 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。

別記様式第10号（第21関係）

平成〇〇年度  
農林水産省所管

農山漁村振興交付金調書

国			地 方 公 共 団 体 名										備 考
交付事業名	交付決定額	交付率	歳 入			歳 出							
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫交付金相当額	支出済額	うち国庫交付金相当額	翌年度繰越額	うち国庫交付金相当額	
〇〇事業	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
〇〇費													
〇〇費													
その他													

記載要領

- 「交付事業名」欄には、交付事業等の名称のほか、当該交付事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、交付条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「交付事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 交付事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該交付事業等に係る交付金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。  
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫交付金額を内書（ ）すること。

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔間接交付事業者〕 殿

所 在 地  
商号又は名称  
代表者役職

印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注 1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注 2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注 3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りではない。

別紙1 地区別事業内容及び配分表(農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策))(別記様式第1号、第3号及び第7号関係)

市町村名	地区名	全体計画											前年度まで		本年度										本年度までの累計		翌年度以降(予定)		確定額(事業実施期間の最終年度のみ記載)					備考				
		事業メニュー番号	事業メニュー	要件類別番号	事業内容及び事業量	実施期間	事業実施主体	全体事業費 A	交付金額(千円未満は切り捨て) 円	交付額算定交付率 B	交付限度額(千円未満は切り捨て) 円	C=A×B	事業費 円	交付金 円	事業内容及び事業量	事業費 円	交付金 円	(次年度以降調整額) 円	都道府県費 円	市町村費 円	その他 円	本年度未達率 E	単年度交付限度額 F=C×E-D	消費税込 円	消費税仕入控除税額 円	事業費 円	交付金 円	事業費 円	交付金 円	確定全体事業費 円	交付額算定交付率 %	交付限度額 円	(A)		交付金の総額 円	(B)	精算を要する額 円	(A-B)
							円	円	%	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	%	円	円	円	円	円	円	円	%	円	円	円	円	円	円	円		
	合計																																					
	①事業費計(=合計)																																					
	② ①のうち創意工夫発揮事業計																																					
	③ ①のうち附帯事業計(ハード事業費)																																					
	④市町村附帯事務費(ハード事業費)																																					
	⑤都道府県附帯事務費(ハード事業費)																																					
	総合計(①+④+⑤)																																					

- 記入にあたっては、実施要領別紙6の参考様式1「農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)年度別事業実施計画の記入について」に準じる。ただし、実績額の記入にあたっては、円単位まで記入すること。
- 別記様式第3号及び第6号に添付する場合は、変更前の内容を「( )」にし、変更後の内容をその下段に記入すること。
- 確定額の欄は、事業実施期間の最終年度のみ記載すること。
- 「次年度以降調整額」は、交付要綱第3第4項による額を記載するものとし、「本年度交付金」の欄の内数とする。
- 土地改良事業の受益地の転用に伴う補助金の返還措置について(昭和44年5月24日付け44農地A第826号農林事務次官通知)に係る返還対象事業にあつては、地区内における交付金の振分けの基準を記載した書面を添付すること。(ただし、実績報告書提出時にも添付すること。)

別紙2 附帯事務費（別記様式第7号関係）

区 分	事業費	交付額	都道府県費	市町村費	その他	備 考
<p>1 都道府県附帯事務費</p> <p>人件費 給料 職員手当等 謝金 旅費 庁費 賃金 共済費 需用費 〇〇〇 〇〇〇</p> <p>2 市町村等附帯事務費</p> <p>〇〇市 謝金 旅費 庁費 賃金 共済費 需用費 〇〇〇 〇〇〇</p> <p>〇〇町 〇〇〇 〇〇〇</p> <p>〇〇土地改良区 〇〇〇</p>	円	円	円	円	円	
合 計						

別紙3 工事雑費（別記様式第7号関係）

地区名	事業実施主体等	事業費	工事雑費	備考
○○地区  ○○地区	○○市 ○○土地改良区  ○○土地改良区	円	円	
合計				